

令和7年度愛媛県外国人材地域共生促進事業費補助金について



愛媛県では、外国人材を雇用している県内の中小企業者等を対象として、外国人材の地域定着、及び共生推進を図るため、地域・文化の理解、住民との交流促進に資する事業を実施する際に要する経費に対し、その一部を補助します。

補助事業実施期間

令和7年7月18日～令和8年2月28日
※期間内に事業を完了、実績報告書を提出
いただく必要があります。

補助対象者

県内に本社・支社等を有する外国人材を雇用している
中小企業者等(法人含む)

補助対象経費

費目	内容
役務費	○イベント・ボランティアへの参加費用や保険料、通訳費用
使用料 賃借料	○イベント・ボランティア実施に係る会場・機材・車両等の借上げ料 ○イベント・ボランティアに必要な備品のレンタル費用(レンタサイクル・レンタル着物等)
委託料	○イベント・ボランティアの企画運営を委託する際の費用
需用費	○イベント・ボランティアに必要な消耗品等の費用
報償費	○講師謝金
旅費	○イベント・ボランティア会場への交通費 ○講師旅費

※上表でいう「イベント・ボランティア」については、県内で実施されるものに限ることとし、外国人材を雇用する事業者が主体となって行う、本事業の趣旨に即した以下のような取組みを指します。

- ・外国人材と地域住民との交流を促進するもの
- ・外国人材が地域の歴史や(食)文化、自然を体験するもの(単なる宴会の類は除く)
- ・外国人材を対象とした地域理解の促進に寄与するセミナー等の実施

※補助対象経費に疑義が生じた場合は事前にご相談ください。

補助率・補助金の上限額

- 補助率 1/2
- 補助金の上限額 1社あたり10万円

留意事項

※対象は令和8年2月28日までに終了する事業で、原則交付決定の通知を受けてから事業に着手いただく必要があります。
※予算上限に達した場合、事業実施期間内であっても申請を締め切ることがあります。

申請方法

- ・事業に着手する前に、県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/117835.html>)より申請様式をダウンロードし、必要事項ご記入いただき、必要書類を添付のうえ郵送またはメール(押印省略が可能な書類についてのみに)にて下記宛先までお送りください。
- ・メールでお送りいただく場合は、事前にご連絡いただき、こちらがお伝えするメールアドレスを宛先に入れたうえで送付いただく必要があります。

【お問い合わせ・提出先】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟 3階

愛媛県 経済労働部 産業人材課 外国人材グループ

TEL:089-907-5228

メール: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



愛媛県ホームページ
二次元バーコード



補助事業の流れ

申請書の受付

※予算上限に達した場合、申請募集期間内であっても受付を終了することがあります。

【申請募集期間】

令和7年7月18日～令和7年12月26日(予定)

申請書受付後順次

書類審査

交付申請書による書類審査を実施

書類審査後順次

交付決定

※交付決定を受けてから補助事業を開始してください。

※申請書受付後、交付決定まで概ね1か月かかります。

補助事業の開始

実績報告書の提出

【提出期限】

補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または令和8年2月28日のいずれか早い日まで※郵送の場合は当日必着

実績報告書確認後順次

完了確認

交付

※上記の流れは応募状況等により変更となる可能性があります。

よくある質問

Q.補助事業開始(7月18日)以前に着手した事業も対象となるか。

A.補助事業開始(7月18日)以前に着手した事業は補助対象となりません。

交付決定の通知を受けてから事業に着手してください。

Q.「イベント・ボランティア」とは具体的にどのようなものか。

A.地域のお祭り、社員運動会、サイクリング等の体験プログラム、防災訓練などへの参加や企画・実施等が該当します。

※外国人材の方が参加するものに限ります。

【お問い合わせ・提出先】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟 3階

愛媛県 経済労働部 産業人材課 外国人材グループ

TEL:089-907-5228

メール:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



愛媛県ホームページ
二次元バーコード

